

令和3年6月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和3年5月28日

番 号	件 名	付託委員会	紹 介 議 員
46-1	消費税率5%への引き下げを求める陳情（陳情）	社会委員会	
46-2	消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入中止を求める陳情（陳情）	社会委員会	
46-3	「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願（請願）	総務文教委員会	宮島 良夫
46-4	「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」を検討し強化を求める陳情（陳情）	社会委員会	
46-5	保育園借地料減免に関する陳情（陳情）	社会委員会	
46-6	新型コロナワクチン接種予約の苦情について（陳情）	社会委員会	

(46-1)

## 消費税率5%への引き下げを求める陳情（陳情）

### 【陳情趣旨】

消費税が導入されてから33年目を迎えました。税率3%で導入された消費税は、5%・8%と引き上げられ、2019年10月には10%と複数税率の実施が行われ現在に至ります。その度に景気悪化と納税負担・事務負担の増加を招いてきました。

その後の新型コロナウイルス感染症の広がりが、日本経済と国民生活に深刻な打撃を与えています。現在、多くの中小企業・零細事業者（以下、中小業者）が必死の経営努力を続けていますが、家賃や人件費など固定費の支払いにも行き詰まる事態です。中小業者の経営と雇用を守る支援策の抜本的拡充とともに、緊急の経済対策として消費税減税と、過重な事務負担を強いる複数税率の即時廃止が求められます。

消費税は社会保障財源のためだとされてきましたが、社会保障は悪くなるばかりで負担はどんどん重くなっています。年金の減額や75歳以上の医療費窓口負担を2倍にしようとする計画まで出てきています。一方で大企業を優遇する税制や、所得税・住民税も高所得者を中心とした減税などがあり、消費税は実質、大企業・富裕層からの減収分の穴埋めとして利用されてきました。

コロナ禍が続く中で、世界各国は緊急経済対策として日本の消費税に当たる付加価値税を引き下げています。消費意欲を向上させ、納税負担を軽減することで、事業の継続や雇用維持を図り、この危機を乗り越えることが目的です。アメリカやイギリスでは、コロナ以前から減税されてきた法人税を増税して、コロナ対策に充てることを打ち出しています。また、高所得者に応分の負担を迫る連帯税を求める動きも生まれています。アルゼンチンでは昨年12月に「富裕税」を創設しました。小規模事業者の消費税免税を実施した韓国でも、同様に連帯税の創設を求めて法案が議論されています。

コロナ禍の影響が収束の目処が立たない状況が1年以上続いており、このままでは中小業者はコロナと税制で商売をつぶされてしまいます。政府の対策はまったく不十分です。今こそ感染拡大防止対策とコロナ禍の影響を受けるすべての人に対する支援が必要です。やがて新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会において、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。その中小業者を守るためにもコロナ危機打開、国民生活・中小業者支援となる消費税率5%への引き下げを早急 to 実施するよう強く求めます。

以上の趣旨から、地方自治法99条の規定により、貴議会が政府に対し、消費税率を5%へ引き下げよう求める意見書の採択・提出を求め陳情いたします。

### 【陳情項目】

- 一、貴議会が政府に対し、消費税率を5%への引き下げを求める意見書を政府に提出してください。

(46-2)

消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入中止を求める陳情（陳情）

【陳情趣旨】

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せないなか、2023年10月からの適格請求書（インボイス）等保存方式（以下、インボイス制度）実施に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。

「インボイス」とは、事業者が日々発行する請求書や領収書に「納税者番号」を付記し、課税事業者が税務署に消費税を申告する際には、「インボイス」を集計して消費税を計算することになります。

単純な制度のようですが、経済活動に多大な影響を与えることは必至です。典型的な問題の一つは、消費税の非課税業者は「インボイス」を発行できません。インボイスが発行されなければ、取引先の会社の消費税納付額が高くなってしまいます。そのため、取引先や親請け、業務委託元から取引を断られたり、課税事業者になるよう求められたりすることが懸念されます。その結果、免税点1千万円は無きがごときになります。免税点や簡易課税は、小規模な事業者の過重な納税負担と実務負担を避け、最低生活、自主申告納税制度を保障するよう設けられている制度です。その制度をなし崩しにしてしまうのがインボイス制度です。事態は極めて深刻です。このまま本格実施となれば無数の混乱と悲劇が噴出することは明らかであり、地域経済が大打撃を受けることは間違いありません。

コロナ禍で時短・自粛営業等を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況にはありません。多くの中小企業団体や税理士等の専門家団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に懸念の声を上げています。

まさしく情勢を鑑みれば、本来の最優先事項は長期化する不況の打開であり、十分なコロナウイルス感染症対策です。消費税のインボイス制度の導入で、過度な納税負担と実務負担を増大させることは本末転倒です。安心安全な生活と営業を取り戻すことが優先されてしかるべきです。

以上の趣旨から、地方自治法99条の規定により、貴議会が政府に対し、中小零細事業者の事業経営に悪影響を及ぼす消費税のインボイス制度の導入を中止することを求める意見書の採択・送付を求め陳情いたします。

【陳情項目】

一、貴議会が政府に対し、消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式の導入を中止すべきという意見書を政府に提出してください。

『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書 採択を求める請願（請願）

〔請願事項〕

令和4年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁あてに提出していただきたい。

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

〔請願理由〕

本年度から5年計画で小学校での35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

「新たな生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。昨年3月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、分散登校を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

(46-4)

“伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン”を検討し強化を求める陳情  
(陳情)

地球温暖化が指摘され、異常気象が頻発し、それに伴う自然災害が増加する中、化石燃料に頼らない電気エネルギーの構築が急がれています。政府も再生可能エネルギーのエネルギー全体に占める比率をより高めることを表明し、その中でも太陽光発電が重要な位置を占めることは十分理解をしています。

その一方で太陽光発電設備の設置をめぐり各地で問題事例が起きているのも事実です。高遠地区でもそれは例外ではなく、三義、藤沢地籍でも、また今年2月以降桜町地籍でも起こっています。(資料3枚添付)

この桜町地籍の物件に関しては、地元説明会も近接住民6名に行われたのみで、当該区に対する説明会の申し出もありません。設置予定地が住宅地域のため当然発生するであろう反射光や騒音の問題もあります。

また高遠城址公園に向かう途中にある追手坂からの眺望は中央アルプスまで一望でき見事ですが、眼下に設置予定地が入り、多くの観光客が求めるであろう“歴史や癒し安らぎ”から程遠い景色になってしまいます。また高遠は日本で最も美しい村連合の再認定を控えており、懸念要因になると思われれます。

伊那市には発電設備の設置に関する“ガイドライン”があり規制指標になっていますが、事情に対応できていないケースが出てきています。現状に対応できるよう、当該ガイドラインの各条文の再検討をし、既成事実をつくってしまった者が得をすることの無いよう強化一守られないケースへの対応として、条例化も視野に一が是非にも必要と思われれます。

以上のことから下記事項が実現されますよう、議会から市へ要請していただける様、陳情いたします。

## 記

1 伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの各条文の検討し強化する事をしてほしい。

例・住宅地域を(設置を避けるべき区域)への追加・事業者の行政への提出書類(特に説明会等実施状況調査書)の提出前の該当住民への開示・設置パネルの品質の統一化(粗悪品の排除)等

(46-5)

## 保育園借地料減免に関する陳情（陳情）

平素よりわたくしどもつくしんぼ保育園の活動にご理解ご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、つくしんぼ保育園は伊那市から用地をお借りして保育事業を継続しておりますが借地料が父母の負担になる状態が続いており、今後はこの負担の免除をしていただきたく陳情申し上げるものでございます。

つくしんぼ保育園は平成10年に設置認可となりました。平成8年ごろまでの市の計画では「認可後の借用市有地は無償貸与」という方針案が伝えられていましたが、国の規制緩和方針のもと、市の方針が「有償契約」と変わり、当園は事業計画変更をして、市に従うことを余儀なくされました。その後、園児増に伴い借用面積も増え借地料も増えました。

市からの保育委託料の一部を借地料に充ててはどの案も市からいただいたこともありましたが、しかし本来は児童の育成のための委託料を削るのは望ましくないという園内の一致した意見のもと、父母と職員の奉仕活動としてのシクラメン販売・その他販売等で借地料を長年捻出してまいりました。また、社会福祉法人の本旨に基づき、当法人もつくしんぼ保育園も、全く利益等を得ずに運営しております。

しかしながら、シクラメン販売等は生産農家の事情やコロナウイルス蔓延の影響もあり今後の縮小を余儀なくされています。また市の委託料の基準となる「公定価格」の減額等が国の予算案に毎年のように示されるという大変厳しい時代となりました。

公立保育園であれば保護者負担にはならない借地料問題が、伊那市の保育を金銭面でも助けている私立保育園にのしかかる状態の慢性化は適切なものではないと考えます。以前伊那市の説明では「減免の制度がないから減免できない」などのお話もいただきましたが、最近の調べでは減免理由があれば減免になる社会福祉法人もあるとのことでした。

伊那市から現在、借地料の2分の1相当の補助の制度も設けていただいておりますが、公私間の公平性等にかんがみ、一日も早く実質無償への改善が望まれます。

ご多忙の折とは存じますが下記の陳情についてご検討いただけますようお願い申し上げます。議会から市へ下記の事項について要請をお願い申し上げます。

### 記

1. 民間の保育園が保育事業のために用地借用を行う場合、無償貸与または実質的に借地料全額免除が基本となるような伊那市独自の制度が創設されるようにしてください。

(46-6)

新型コロナワクチン接種予約の苦情について（陳情）

新型コロナウイルス感染症防止につきましては、市行政をはじめ、医療機関、貴議会等のご努力に敬意と感謝を申し上げます。

さて、昨今の市内の感染者は、連続して発生しておりまして、感染警戒レベル5となっております。

こうした中であって、いつ我が身か心配で早くワクチン接種を受けたい気持ちでございましたが、先日接種クーポン券が届きました。5月17日から接種予約開始、24日接種開始のお知らせは、コロナ禍の心配はなくなった感じがいたしました。

ところが、予約開始当日コールセンターの電話はほとんどつながらず予約できません、又インターネット予約も医療機関の空がなく、1日中電話とネット予約で対処して何とか接種予約ができました。

近所のおばあさんや友人が予約が取れないとって悲愴な顔をしてきましたので、翌日終日かけて、電話とインターネットで何とか予約できました。

その時期のあいさつは“ワクチンの予約とれた？”が合言葉でした。

その後友人、知人、地域の人たちと会うと、ワクチン予約を取るのに電話もネットも予約できず苦勞しているとの苦情を言っていました。

誰も、早く接種したいと思っているので予約が混雑することはわかっていたと思います。

65歳以上の高齢者ですので、前もって細心の対処が必要だったと思います。“伊那市ワクチン予約混乱”と言っても過言ではありません。

- 1) コールセンターの電話回線、応答人員等、対処方が適正でなかったのではないか。
- 2) ワクチン数量が決まっているから、地域別とか、年齢別（高齢者から）とか、区分して数量を割り当てて受付するべきであった。
- 3) 受付時間が9:00～17:00では、高齢者が家族に予約を依頼する場合がありますので、受付時間に無理がある、8:00～18:00又は土、日に受付する。
- 4) 前もって他市町村の予約方法を参考にする。（信毎投書添付）

以上、市政に対する苦情（陳情）と致します。

採択して執行機関に伝え、実現に向けて市政に反映してください。

以 上

# 建設標

## 接種意向調査担当者に感謝

最近、新型コロナウイルスワクチン接種予約で、電話がつながらずに混乱をきたしたケースが報じられています。多くの高齢者が殺到するわけですから混乱するのは当たり前だと思います。

私の町では、2月に意向調査がありました。接種を希望するかどうかはじまり、医療機関の一覧表がそえられていて、行くことが可能な医療機関やかかりつけ医、空きができた場合に急な連絡でも対応可能か、といったきめ細やかなものでした。その調査に基づいて医療機関、日時を記入したクーポン券、予診票などが届きました。

必ずしも希望の医療機関にならない場合もありますが、本人が予約をしなくてよいので誠にありがたいです。担当者が意向調査をまとめるのはさぞかし大変であったかと思いますが、早め早めの準備、また、高齢者の立場に立った対応に頭が下がります。心から感謝しています。

あとは無事、接種が終了することを願っています。

上伊那郡 小池喜志子

(無職・75)